新宿区移動等円滑化促進方針

令和３（２０２１）ねん11月

新宿区

新宿区移動等円滑化促進方針の策定にあたって

これからの社会では、高齢化の進展や障害者を取り巻く環境の変化を踏まえ、高齢者、障害者等の誰もが円滑な移動を確保できるよう区内全域でバリアフリー化を進めることが重要な課題となっています。

こうしたことから、新宿区では、新宿駅やたかだのばば駅をはじめとする鉄道駅の周辺を中心に、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を、高齢者や障害者等の皆様のご意見を伺いながら進めてきました。

平成３０年に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、区市町村が「移動等円滑化促進方針」を定めることができる制度が創設されました。これを受けて新宿区は、区内全域におけるバリアフリーに関する取組を一層促進させるため、高齢者、障害者等の円滑な移動の確保の方策をまとめた「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定しました。

この方針は、令和２年に制定した「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」を踏まえ、新宿区の総合的なバリアフリー化の方針として示しています。

方針の策定にあたり、多大なるご尽力をいただいた新宿区移動等円滑化促進方針策定協議会の委員の皆様、まちあるきワークショップ、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

区は、この方針に基づき、関係事業者や区民の皆様とまちのバリアフリーに関する課題を共有し、共にバリアフリー化に取り組むことで、全ての人が、これまで以上に快適に移動することができるまちの実現を図ってまいります。

今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和３（２０２１）ねん１１月

新宿区長　吉住 健一

目次

第１章、移動等円滑化促進方針の策定にあたって

１、移動等円滑化促進方針について、２ページ

１の１、策定の背景と目的、２ページ

１の２、移動等円滑化促進方針とは、３ページ

１の３、移動等円滑化促進方針によるユニバーサルデザインまちづくりの推進、５ページ

２、検討プロセス、７ページ

２の１、検討体制及び策定の経過、７ページ

２の２、取組みの概要、８ページ

３、新宿区の概況、９ページ

３の１、人口等の状況、９ページ

３の２、公共交通の状況、１１ページ

３の３、道路の状況、１３ページ

４、交通バリアフリー基本構想の取組み、１７ページ

４の１、交通バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画の実施状況、１７ページ

４の２、特定事業計画以外の実施状況、２３ページ

第２章、全体方針

１、移動等円滑化促進方針の位置づけ、２６ページ

２、基本方針、２７ページ

３、移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定、２８ページ

３の１、移動等円滑化促進地区の設定、２８ページ

３の２、生活関連施設の設定、２９ページ

３の３、生活関連経路の設定、３０ページ

４、バリアフリー化促進に関する事項（移動等円滑化の促進に関する事項）、３５ページ

４の１、バリアフリー化促進に向けた整備方針、３５ページ

４の２、バリアフリー化促進に向けた配慮事項、４１ページ

第３章、地域別方針

１、四谷地域、６６ページ

２、箪笥地域、７０ページ

３、えのき地域、７４ページ

４、若松地域、７８ページ

５、大久保地域、８２ページ

６、戸塚地域、８６ページ

７、落合第一地域、９０ページ

８、落合第二地域、９４ページ

９、柏木地域、９８ページ

１０、新宿駅周辺地域、１０２ページ

第４章、移動等円滑化促進方針の実現に向けて

１、こころのバリアフリー等のソフト施策、１１０ページ

１の１、こころのバリアフリーの促進、１１０ページ

１の２、情報提供、１１４ページ

１の３、その他のソフト施策、１１６ページ

２、移動等円滑化促進方針策定後の進めかた、１１８ページ

２の１、移動等円滑化促進方針の周知啓発、１１８ページ

２の２、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく手続きにおける関わりかた、１１９ページ

２の３、バリアフリー法に基づく届出制度、１２０ページ

２の４、移動等円滑化促進方針に基づく整備の確認、１２１ページ

資料編

１、参考資料、１２４ページ

２、用語解説、１３２ページ